

委員会提出議案第 3 号

川辺川ダム建設を含む球磨川流域の抜本的治水対策に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和2年10月8日提出

提出者 総務常任委員会

委員長 増永慎一郎



熊本県議会議長 池田和貴様

川辺川ダム建設を含む球磨川流域の抜本的治水対策に関する意見書

令和2年7月、線状降水帯の停滞による集中豪雨が、球磨川流域を中心に襲い、死者65名、行方不明者2名、住宅被害8,800戸超など、未曾有の激甚災害となった。

また、球磨川流域では、道路橋15橋、鉄道橋3橋が流失、崩壊し、交通、生活インフラは完全に麻痺状態となった。

今なお、700余名の方々は、厳しい避難所暮らしを強いられている。

これまで、この流域においては、昭和40年7月に、「球磨川大水害」と呼ばれる戦後最大の水害が発生し、これを契機に、川辺川ダム建設計画が策定され、昭和44年に建設事業に着手され、様々な課題を克服し整備が促進され、代替地整備、付替道路、仮排水トンネル等が既に完成している。

しかし、その後、幾度の変遷を経て、相良村長（当時）、人吉市長（当時）のダム反対表明を受け、平成20年9月に蒲島熊本県知事が川辺川ダム計画を白紙撤回され、翌21年9月前原国土交通大臣（当時）がダム本体工事中止を発表され、今日までダムによらない治水対策が協議されてきた。しかし、この12年間において、様々な施策が議論されたが、抜本的な治水対策が講じられるには至らなかった。

この度の豪雨災害を踏まえての球磨川豪雨検証委員会では、仮に川辺川ダムが存在した場合、人吉への洪水の流量が最大で4割程度抑えられ、洪水被害を軽減できた可能性があったとしている。

この豪雨災害の復旧復興に明け暮れる流域市町村では、安全安心が確保できる治水対策が講じられなければ、まちづくりは進まず、住民の生活再建を描くことすらできない。

流域市町村では、先般川辺川ダム建設促進協議会を開催し、全ての市町村が完全一致、足並みを揃え、川辺川ダムを含む抜本的な治水対策を講ずるよう決議され、今回、本県議会に対して、その促進を図るべく請願書が提出された。本議会としては、それらを重く受け止め採択したものである。

よって、国におかれても、流域住民が、安心して日々の生活が送れるよう、また、今後とも継続安定して経済活動が営まれるよう、川辺川ダム建設を含む球磨川流域の科学的、客観的で抜本的な治水対策をスピード感をもって講じられるよう強く要望する。

あわせて、国及び県の方針に翻弄され続け、その下流域のために苦渋の決断をされた五木村などには、最大限の尊重を図るべきであり、引き続き強力な支援を要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 池田和貴

衆議院議長 大島理森様
参議院議長 山東昭子様
内閣総理大臣 菅義偉様
総務大臣 武田良太様
財務大臣 麻生太郎様

國土交通大臣 赤羽一嘉様
内閣官房長官 加藤勝信様
内閣府特命担当大臣 小此木八郎様
(防災)
国土強靭化担当大臣 小此木八郎様